

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 15 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年8月、10年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から同年8月まで  
② 平成10年7月及び同年8月

私は、平成7年頃、A市B区役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、過年度納付書を郵送してもらい、保険料をひと月分ずつ銀行で納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②の国民年金保険料については、免除の承認を受けたものの、他の免除期間の保険料と併せて追納しており、申立期間が保険料の免除期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、第3号被保険者期間及び申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、オンライン記録により、平成7年9月19日付けで第3号被保険者から第1号被保険者に資格の訂正が行われていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、その時点で納付可能な5年8月及び同年9月分の過年度保険料納付書の交付を受けたものと考えられる。

また、申立人は、「過年度保険料をひと月分ずつ納付できるよう納付書を分割して交付してもらった。」としており、平成5年9月の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できることから、併せて納付書の交付を受けていた同年8月の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、平成5年6月及び同年7月は、再加入を行った時点で既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、保険料の納付書は交付されなかったものと考えられる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録により、国民年金保険料の免除期間であった平成7年9月及び同年10月、申立期間②を含む10年7月から同年12月までの期間並びに11年2月及び同年3月の保険料の追納申出が12年5月10日に行われ、同年6月13日に納付されており、その金額は、追納申出期間の国民年金保険料と一致していることが確認できることから、申立人は申立期間②を含む追納申出期間の保険料を追納していたものと認められる。

また、申立人のオンライン記録では、申立期間②を含む平成10年7月から11年3月までの期間は当初全て国民年金保険料の免除期間とされていたが、i) 免除期間がその後2度にわたり訂正されていること、ii) 申立期間②を除く追納申出を行った期間が、追納ではなく過年度納付と記録されていることから、当時、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年8月、10年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 3 月 5 日から 47 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みとされていた。

脱退手当金を受け取った記憶はないので、両申立期間について年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 年 10 か月後の昭和 50 年 7 月 18 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするべきものであるところ、申立期間①より前の被保険者期間 2 回についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立期間を含めた 4 回の被保険者期間のうち当該 2 回の被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し同保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和43年12月27日から44年4月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）取得日に係る記録を43年12月27日、同資格喪失日に係る記録を44年4月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月24日から43年4月20日まで  
② 昭和43年4月20日から44年10月14日まで

昭和42年11月24日から44年10月13日までA社で勤務したが、申立期間①については標準報酬月額が低額となっており、申立期間②については年金記録が欠落している。

両申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が実家（B県）に一時帰省した際の具体的な供述及び申立人が名前を挙げた同僚の供述により、申立人は、申立期間②のうち昭和43年12月27日から44年4月20日までの期間について、A社で勤務していたことが推認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、毎年11月頃から翌年の4月頃までA社で勤務しており、季節雇用者のような勤務形態であったが、昭和43年については、同年12月頃から勤務したことを記憶している。42年11月頃から43年4月頃までの期間において、同社で厚生年金保険に加入しているのであれば、同年11月頃から44年4月頃までの期間においても、同保険に加入しているはずである。」と回答しているところ、A社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は、同社において、昭和42年11月24日に被保険者資格を取得し、43年4月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社に係る被保険者原票により、申立期間②において、被保険者資格が確認できる同僚12人に照会し、申立人が名前を挙げた同僚二人を含む6人から回答を得られたところ、6人全員が自身が記憶する勤務期間と同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は一致していると回答している。

加えて、複数の同僚は、当該期間において、A社における申立人の業務内容、勤務形態及び勤務場所に変更が無かったと回答しているほか、申立期間②当時の当該事業所の従業員数は、20人から30人程度であったと回答しているところ、被保険者原票によると、申立期間②当時の厚生年金保険の被保険者数は、15人から29人となっており、従業員数と厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致していることから、当時、当該事業所では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和43年12月27日から44年4月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚がいないことから、申立人のA社に係る昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録により、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡していることから、供述及び関連資料を得ることはできなかったが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年12月から44年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「報酬月額は2万円であったと記憶しているが、年金記録では1万8,000円となっている。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成13年8月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると15年12月25日に閉鎖していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、当時の事業主は既に死亡している上、申立人及び同僚は経理担当者の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①における報酬月額及

び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者原票において、申立期間①に被保険者資格が確認できる同僚12人に照会し、7人から回答を得られたところ、このうち自身の報酬月額について記憶している4人は、いずれも「当時の報酬月額と年金記録は一致する。」と回答している。

加えて、A社の申立人に係る被保険者原票には、申立期間①において、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な形跡は認められない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②のうち、昭和43年4月20日から同年12月27日までの期間及び44年4月20日から同年10月14日までの期間について、申立人は、A社で勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、A社は、上記のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、当該期間においてA社では勤務しておらず、同社から給与も支給していないため、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、A社に係る被保険者原票において、申立期間②に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚に照会したが、いずれの同僚からも申立人の当該期間における勤務をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、当該期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年6月10日の標準賞与額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月10日

平成15年6月にA社から賞与の支給を受けたが、これが厚生年金保険の給付に反映されていない。

保管している賞与支給明細書によると、厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び事業主の供述により、申立人は平成15年6月10日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の平成15年6月賞与から厚生年金保険料を控除したが、社会保険事務所（当時）に対し、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年7月から16年12月までは20万円、17年1月から18年12月までは22万円、19年1月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から19年10月1日まで  
給与から控除されていた厚生年金保険料額が平成13年1月から変わっていないにもかかわらず、年金記録によると、15年7月から標準報酬月額が低額で記録されている。市・県民税証明書により、給与から控除されていた社会保険料額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された市・県民税証明書において推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、平成15年7月から16年12月までは20万円、17年1月から18年12月までは22万円、19年1月から同年9月までは20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、市・県民税証明書で推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、市・

県民税証明書で推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月31日から同年8月1日まで  
② 平成7年5月1日から8年4月2日まで

申立期間①については、A社の退職日が平成2年7月31日であったので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

申立期間②については、B社における標準報酬月額について、年金記録では平成7年5月から同年9月までは16万円、同年10月から8年3月までは17万円となっており、厚生年金保険料はそれぞれ1万3,200円(5か月)、1万4,025円(6か月)とされているが、実際に控除された同保険料はそれぞれ1万9,760円(5か月)、2万995円(6か月)であり、厚生年金保険料に差異があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当時のC職が、「申立人は、実際には平成2年7月31日に退職した。」と供述するとともに、自身が申立人の後任者であったと供述している同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日がオンライン記録により同年8月1日であることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間①において、同社に勤務していたことが認められる。

また、上記C職が、「社会保険料の控除方式は当月控除であった。」と供述している上、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和60年9月10日に厚生年金保険の被保険者資

格を取得していることが確認でき、申立人から提出された 60 年分の給与所得の源泉徴収票（写し）により、申立人が同年の社会保険料を 4 か月分控除されていたことが認められることから、当該 C 職の供述と符合し、当該事業所は、厚生年金保険料を当月控除の方式で控除していたと認められるところ、当該 C 職は、「申立人の平成 2 年 7 月分の給与から 1 か月分の社会保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所を退職した者 8 人について、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を確認したところ、月末日喪失となっている者は申立人のみであることから、当該事業所では、月末日に退職した者の同保険資格喪失日を翌月 1 日として届出していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、平成 2 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「当時の関係書類は、保存期限 10 年を超えているため保存されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格喪失手続については、不明である。」と回答しているが、事業主が申立人の被保険者資格喪失日を平成 2 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、「B 社で給与から控除されていた厚生年金保険料は平成 7 年 5 月から同年 9 月までが 1 万 9,760 円、同年 10 月から 8 年 3 月までが 2 万 995 円であった。」と供述している。

しかしながら、B 社では、「データの保存義務期間を相当経過しているため、申立人が当社に在籍していたかどうかさえ確認できないものの、当時、当社の給与支給は月 2 回（毎月末日と 16 日）であり、社会保険料という括りで健康保険料と厚生年金保険料を合算して給与から控除していた。」と回答している。

また、申立期間②当時の厚生年金保険と健康保険の保険料率でそれぞれの保険料を算出すると、平成 7 年 5 月から同年 9 月までの申立人の標準報酬月額 16 万円に見合う厚生年金保険料額は 1 万 3,200 円、健康保険料額は 6,560

円で、合計1万9,760円となり、同年10月から8年3月までの申立人の標準報酬月額17万円に見合う厚生年金保険料額は1万4,025円、健康保険料額は6,970円で、合計2万995円となり、申立人の主張している保険料控除額は厚生年金保険料と健康保険料を合算したものと一致し、上述の当該事業所の回答と符合する。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和53年12月21日、同資格喪失日に係る記録を54年1月27日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年1月27日まで  
申立期間については、A社C営業所に勤務していたのに厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細及びB社が保管する申立人の社員カードにより、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの厚生年金保険の被保険者資格取得と同資格喪失の届出を行った。申立期間の厚生年金保険料を納付した。」としているが、これを確認できる関連資料は無く、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事

務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年2月まで

私が結婚した昭和50年3月に、私の父親から「今まで私が国民年金保険料を払っていたが、これからは夫に払ってもらうように。」と言われ、年金手帳を渡された。

姉にも同様に結婚の際に、父親から年金手帳が渡されていた記憶があり、母親も同様に父親が国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和51年5月頃に夫婦連番でA市において払い出されており、その時点で、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるほか、当該期間に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、同居していたとする申立人の姉も、20歳に到達した昭和44年\*月から婚姻した48年4月までのB市に在住していた期間は国民年金に未加入となっており、申立人と同様に婚姻の際に、申立人の父親から年金手帳が渡されたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め



ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私の国民年金については、私の夫が国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付を行い、申立期間も継続して保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失手続をした記憶もなく、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶はないとしているものの、申立人が所持している年金手帳には、昭和60年4月1日に任意加入被保険者資格を喪失したことが記録されており、当該手帳の記載内容に不自然な点は見当たらないことから、申立期間について、申立人は国民年金に未加入であったものと推認される。

また、申立期間において国民年金の任意加入被保険者であれば、第3号被保険者制度が始まった昭和61年4月に、当該被保険者から提出される「国民年金任意加入被保険者現況届」により、任意加入被保険者から第3号被保険者への切替処理が一括して行われるところ、申立人が昭和61年4月1日付けで取得した第3号被保険者資格は、オンライン記録により、同年6月19日に処理が行われていることが確認でき、申立人の第3号被保険者資格の取得処理が遅れていることから、申立人から当該現況届の提出がなかったものと推認され、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年6月まで

私は、会社の元同僚から国民年金の任意加入と付加年金の加入を勧められ、昭和49年12月から国民年金に任意加入し、50年4月からは付加保険料も納付したはずである。

申立期間が、付加年金に未加入で付加保険料が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の元同僚から、「厚生年金保険の被保険者の妻であっても国民年金に任意加入して保険料を納付すると年金を受給できる。」と教えられ、昭和49年12月にA市B区役所で国民年金に任意加入し、50年1月に当該同僚から「付加年金に加入した方が年金受給額が増える。」と言われ、同年3月又は4月上旬に、同区役所で昭和50年度からの付加年金に加入し、定額保険料と併せて付加保険料も納付したとしているところ、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）により、i) 50年度及び51年度は定額保険料のみ収納されていること、ii) 付加年金について、「52年7月加入」の記載があること、iii) 52年7月から定額保険料及び付加保険料が収納されていることが確認できることから、申立人が付加保険料の納付を開始した時期は52年7月と認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金記録（1）のページには、被保険者となった日欄に「昭和49年12月24日」と記載され、その欄内の2行目に「Ⓞ52年7月19日」と記載されており、申立人が付加年金に最初に加した日が52年7月19日であることが確認されることから、申立期間は付加年金に加入していなかったと推認される。

さらに、A市における申立人の被保険者名簿において、申立人の付加年金加入は昭和52年7月と記録されている。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに、当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成2年10月1日まで  
A社(現在は、B社)における申立期間の標準報酬月額は、実際の給与支給額と隔たりがあることから、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社における昭和63年9月1日の随時改定及び平成元年10月1日の定時決定による標準報酬月額(各36万円)が直前の標準報酬月額(44万円)よりも低くなっていることに納得できないとしている。

しかしながら、B社は、「当時の給与台帳や社会保険事務所(当時)に対する標準報酬月額の届出資料等は保存されていないため、詳細は分からない。しかしながら、保管されていた「処遇任用の件」によれば、申立人は、申立期間前の昭和63年5月1日に管理職に任用されたことが確認でき、これによりそれまで支給されていた時間外手当及び休日出勤手当が支給されなくなったため、報酬月額が減額になったことから標準報酬月額の月額変更届がなされたものと思う。」と回答している。

また、申立人が、申立期間当時、勤務先の上司であったとする者は、「管理職は残業をいくらやっても超勤手当が支給されず、管理職に任用される前より給与が下がることもあったので、申立人もこれに該当し、標準報酬月額が減額されたものと思う。当時、会社の社会保険に係る事務処理は適切に行われていた。」と供述している。

さらに、申立人が、申立期間当時、社会保険関係の事務を担当していたとして名前を挙げた同僚は、「申立期間当時、社会保険関係の事務には携わっていないので、申立人の給与額や標準報酬月額のことについては分から

ない。」としており、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

加えて、申立人と同日付で管理職になったことが確認でき、申立人と同様、昭和 63 年 9 月 1 日の随時改定により、標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっている同僚に照会したところ、同人は、「管理職に任用されたことにより、超勤手当が支給されなくなったため、月給が毎月 5 万円から 6 万円くらい減額となったことを記憶している。私の随時改定後の厚生年金保険の標準報酬月額は、私が記憶している当時の給与額に見合ったものとなっている。」と供述している。

その上、申立人から提出された平成元年度の市・県民税特別徴収税額通知書によると、昭和 63 年の社会保険料控除額は 52 万 502 円であることが確認できるところ、オンライン記録で確認できる申立人の同年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率、被保険者負担健康保険料率及び被保険者負担雇用保険料率を乗じて求めた申立人の社会保険料試算額は 54 万 640 円となり、同納税額通知書に記載されている社会保険料控除額の方が低額となっている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から同年 12 月まで  
② 昭和 42 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①は、A社B支店からC県D市にあった同社の関連会社であるE社に異動し、各支店及び各営業所において勤務していた。また、申立期間②は、F市にあったG社に勤務していた。両社では、H職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のE社における勤務状況に関する具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 40 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、代表者と記載されている二人のうち、生存及び所在が確認でき、回答が得られた一人は、「私は申立期間①よりも前にE社を退社しているので、退社後にA社から移ってきた社員のことは分からない。なお、当社は、A社が出資して設立された関連会社であったものの経営は独立した別会社であったので、私が在職中にA社から当社に移ってきた者もいたが、当該者の扱いについては、転勤でなく、移籍であったと記憶している。」と供述しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の



適用状況について確認することができない。

また、申立人が、申立人と同様にA社からE社へ異動したとして名前を挙げた同僚二人については、いずれも申立人は姓のみしか記憶しておらず、個人を特定することはできないことから、これらの者からは申立人の申立ての事実について供述を得ることができない上、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できたE社の本社及び営業所の被保険者名簿を確認したものの、当該同僚二人と同姓の者が、両事業所において同保険の被保険者であった形跡は無い。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた9人に照会したところ、回答が得られた5人は、いずれも「申立人のことは知らない。」と供述している上、当該5人のうち自身がH職だったと供述する二人のうち一人は、「私は、A社から関連会社であるE社へ移り継続して勤務していた。当時、同社の社会保険の事務処理は、かなり曖昧であったので、H職の社員に対する社会保険の適用が一律であったかどうかは分からない。」と供述しており、両社に係る被保険者名簿を確認したところ、同人のE社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、A社における同被保険者資格喪失日の3か月後であることが確認できる。

加えて、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できたE社の本社及び営業所の被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人と同じH職に従事していた同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、G社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は平成9年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間②当時のI職及び継承会社であるJ社に照会したものの、いずれも「当時の資料は保管されていないため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が申立期間②当時、当該事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚4人のうち所在が確認でき回答が得られた二人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、自身が記憶する入社日から2か月後又は1年6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該二人のうち一人は、「当時、会社側の何らかの取決めがあって、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とが違っているのではないかと考えている。」

と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者原票により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人に照会し、4人から回答が得られたところ、そのうち一人は、「私はH職で入社した。入社日までは記憶していないが、入社してから3か月くらいの見習期間があり、当該期間は厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者原票においては、申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 3 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 24 年 4 月 30 日から 25 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 32 年 6 月 23 日から 34 年 4 月 1 日まで

昭和 23 年 3 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで A 町 B 国施設の C 作業所において D 職として勤務したが、勤務した期間のうち申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、B 国施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、B 国施設の所在する都道府県に置かれた渉外労務管理事務所において行われていたことから、D 省 E 局に照会したところ、「当局が保管している A 渉外労務管理事務所関係の資料を確認したが、申立期間①、②及び③において申立人に該当する資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は既に死亡していることから、申立人からは、申立期間①、②及び③当時、当該事業所において一緒に勤務していた同僚を確認することができないため、これらの者から、申立人の申立期間①、②及び③における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

2 申立期間①について、厚生省保険局長通知「駐留軍労務者に対する健康保

険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)に基づき、全国の渉外労務管理事務所は昭和24年4月1日から厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①当時、A渉外労務管理事務所は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

- 3 申立期間②について、上記1のとおり、申立人からは、当時、当該事業所において一緒に勤務していた同僚を確認することができないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚21人に照会し、11人から回答を得られたものの、そのうち8人は、申立人を記憶しておらず、残りの3人も、「申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているが、勤務していた時期が申立期間②であったかどうかまでは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間②における勤務状況について確認することができない。

また、D省E局から提出された退職手当支給調書によると、退職手当は、雇入年月日から昭和27年4月28日までの勤務期間を対象に支給されることになっていたことが確認できる。申立人の雇入年月日は、25年2月28日であることが確認でき、申立期間②は、退職手当の算定の基礎となる勤務年数には算入されていないことが確認できる。

さらに、D省E局から提出されたA渉外労務管理事務所厚生年金名簿によると、申立人は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し同年4月30日にいったん同資格を喪失した後、再度25年3月1日に同資格を取得し30年3月31日に同資格を喪失していることが確認でき、これらの記録は、当該事業所に係る被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記録(旧台帳)及びオンライン記録における申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

- 4 申立期間③について、上記1のとおり、申立人からは、当時、当該事業所において一緒に勤務していた同僚を確認することができないことから、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間③当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚13人に照会し、9人から回答を得られたものの、そのうち6人は、申立人を記憶しておらず、残りの3人も、「申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶しているが、勤務していた時期が申立期間③であったかどうかまでは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間③における勤務状況について確認することができない。

また、前述の申立人を記憶していた同僚のうち一人は、「申立人は病気により退職した。」と供述しているところ、前述のA渉外労務管理事務所厚生年金名簿によると、申立人は、昭和32年6月22日に病気により厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、この記録は、当該事業所に係

る被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記録(旧台帳)及びオンライン記録における申立人の厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致していることが確認できる。

- 5 申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月10日から同年12月10日まで

昭和26年4月1日からA社B支所（現在は、C社D支所）にE職として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。入社当初の3か月間は試用期間であったので、厚生年金保険に加入していなかったことは納得できるが、同保険の被保険者資格喪失日が27年2月10日という記録になっていることについては、2月の「2」の数字の前の「1」が抜けてしまったため、12月に資格喪失したものが2月と記録されてしまったのではないかと思われる。同年\*月に発生したF災害は、同社同支所で勤務していた時に被災した記憶があり、勤務していたことは間違いないので、給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が「昭和27年\*月に発生したF災害はA社B支所に勤務していた時に被災した。」という供述及び申立期間当時、同社に勤務していた同僚二人が「F災害の時、申立人はG事業部で勤務していた。」という供述から判断すると、退職した時期は特定できないものの、申立人は、F災害があった同年\*月\*日に同社同支所に勤務していたこととはうかがわれる。

しかしながら、C社D支所に照会したところ、「当時の資料が保管されていないため不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び

所在が確認できた10人に照会したところ、9人から回答が得られたものの、6人は申立人を記憶しておらず、他の3人は「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間や退職した時期までは記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月が2月になっていることについて、申立人は「2月の『2』の数字の前の『1』が抜けてしまったため、12月に資格喪失した記録が2月となったのではないかと思われる。」と主張しているが、被保険者名簿の申立人の資格喪失月の数字が削除又は修正された形跡が無い上、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から49年7月1日まで

申立期間は、A社B支店に勤務し、給与が毎年定期昇給していたが、年金記録では前年と同じ標準報酬月額（13万4,000円）になっている。昭和48年10月までは、標準報酬月額の上限が13万4,000円であったので理解できるが、申立期間の標準報酬月額については、上限が20万円に引き上げられているにもかかわらず、改定されていないことは納得できない。49年7月の標準報酬月額（18万円）が大幅に上がっていることからみても、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店が加入していたC厚生年金基金の記録を管理するD連合会から提供された加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は13万4,000円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社B支店は平成10年11月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同社は11年3月31日に解散していることが確認できることから、同社の清算人に照会したところ、「当時の関連資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

さらに、昭和48年11月から標準報酬月額の上限が13万4,000円から20万円に引き上げられたことを受けて通知された「厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行について」（昭和48年9月26日庁保発第14号）によると、同年10月における標準報酬月額が13万4,000円である被保険者の同年11月からの標準報酬月額の改定は、その者の同年10月における標準報酬月額



の基礎となった報酬月額を改正後の報酬月額とみなして、改定することとされているところ、当該事業所において、同年10月の標準報酬月額が13万4,000円であったことが確認できる被保険者7人(申立人を除く。)のうち6人については、同年11月から上限改定による標準報酬月額の改定が行われていることから、上限改定に該当する者については、適正に処理されていたことがうかがえる。

加えて、申立人の当該事業所における標準報酬月額は、昭和49年7月に随時改定され、5等級上昇していることが確認できるところ、前述の同僚7人全員の標準報酬月額についても、申立人と同様に随時改定されており、そのうち5等級上昇している同僚が一人、4等級上昇している同僚が5人確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが大幅に上がったという状況はみられない上、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された申立期間の標準報酬月額については、訂正等の形跡は無い。

その上、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる男性の同僚11人のうち生存及び所在が確認できた8人に照会したところ、回答が得られた7人のうち1人は、「申立期間当時、給与水準が同業他社の水準並みになり、給与額が大幅に上昇したと記憶している。」と供述している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで  
② 平成元年 10 月 1 日から 2 年 1 月 1 日まで

A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、それぞれの期間以前よりも低額に記録されている。

両申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①については、A社から提出された申立人の外勤給与支給明細書の写し（以下「外勤給与支給明細書」という。）（昭和 61 年 10 月、同年 11 月及び 62 年 5 月から同年 7 月までの期間）によると、当該期間における報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間①の標準報酬月額に係る定時決定は、昭和 61 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間に支払われた報酬の総額を 3 月で除した金額に基づき決定されることから、外勤給与支給明細書によると、当該期間の平均報酬月額（11 万 1,933 円）に見合う標準報酬月額は 11 万円であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

3 申立期間②については、外勤給与支給明細書（平成元年10月から同年12月までの期間）により、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、17万円であることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、定時決定により17万円と記録されていたところ、平成2年3月6日付けで、随時改定により14万2,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、定時決定は、毎年5月、6月及び7月の3か月間に支払われた報酬の総額を3月で除した平均月額を標準報酬月額の等級区分に当てはめて決定され、また、随時改定は、固定的賃金の変動により継続した3か月の間に支払われた報酬の総額を3月で除した平均月額を標準報酬月額の等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた場合は、固定的賃金の変動があった月から4か月目に改定されることから、申立期間②については、外勤給与支給明細書により、平成元年5月から同年7月までの報酬の総額を3月で除した金額（17万57円）に基づき同年10月からの標準報酬月額が17万円と定時決定されたものの、同年7月から固定的賃金が減額となったため、同年7月から同年9月までの報酬の総額を3月で除した金額（14万2,933円）に基づき同年10月からの標準報酬月額が14万2,000円に随時改定されたものと推認できることから、当該遡及訂正は、事実在即したものと考えるのが相当である。

また、外勤給与支給明細書の平成2年4月の厚生年金保険料控除欄によると、申立人が申立期間②において、当初控除されていた標準報酬月額17万円に基づく厚生年金保険料から訂正後の標準報酬月額14万2,000円に基づく厚生年金保険料を差し引いた過剰分の保険料額（5,208円）を申立人へ返金していることが確認できる。

4 このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月頃から 35 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 6 月 1 日から 60 年 6 月頃まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）に昭和 33 年 1 月頃から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 35 年 5 月 1 日になっており、申立期間の記録が確認できない。

申立期間②は、C社に昭和 37 年 3 月 1 日から 60 年 6 月頃まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 56 年 6 月 1 日になっており申立期間の記録が確認できない。

両申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、事業所名簿及びオンライン記録によると、昭和 34 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①のうち 33 年 1 月から 34 年 9 月 30 日までの期間は、同保険の適用事業所に該当していないこと、及び 44 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は既に死亡しており、申立てを行ったその妻も当時の同僚の

名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年10月1日より後に同保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた8人に照会し、全員から回答が得られたところ、そのうち5人については、当該事業所が同保険の適用事業所となった日以前から入社していたと供述していることから、当時、当該事業所では従業員全員について、適用事業所となったと同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和56年6月1日以降もC社に勤務していたと申し立てているが、申立人の雇用保険被保険者記録によると、同社における資格取得日は37年1月1日、離職日は56年5月31日であることが確認でき、当該離職日は厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

また、当該事業所は、「申立人は昭和55年11月22日にD職を辞任し、後任者が就任した56年5月29日で退職したと思われる。」と回答しているところ、当該事業所から提出された「会社の沿革」によると、申立人は昭和55年11月22日の臨時総会でD職を辞任し、56年5月29日の通常総会で後任者が就任していることが確認できる。

さらに、当該事業所の回答から、申立人の勤務状況について記憶しているとして名前が挙がった同僚二人に照会したところ、二人は共に、「申立人は、昭和56年に後任のD職が就任した日以降は勤務していないと思う。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 26 日から 41 年 6 月 26 日まで  
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。  
脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす被保険者 32 人について支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 17 人のうち 16 人（申立人を含む。）が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録がある複数の同僚から、「会社が代理請求していた。」との供述があることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 4 か月後の昭和 41 年 10 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 4 日から 43 年 10 月 13 日まで  
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとされていた。  
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から 22 日後の昭和 43 年 11 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 3992

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで  
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。  
しかし、脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約1年後の昭和45年3月18日に旧姓から新姓に氏名変更されていること、及び申立期間の脱退手当金が同年4月21日に支給決定されていることを踏まえ、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であり、事業主による代理請求の可能性はうかがわれない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人には受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3993

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から36年11月22日まで  
② 昭和42年6月16日から46年1月31日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みとされていた。

脱退手当金を受け取った記憶はないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものと2回にわたり支給されたと記録されているところ、申立期間①及び②に係る支給事務を行った社会保険事務所(当時)はそれぞれ異なっていることを踏まえれば、2回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

2 申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年の昭和34年から38年に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす被保険者27人について支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある19人のうち14人(申立人を含む。)が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約4か月後の昭和37年3月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

3 申立期間②について、脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していたとする住所が記載されているとともに、社会保険事務所（当時）の受付印及び小切手交付済印（支給決定日と同日の昭和46年4月21日）が押されているなど、適切な事務処理が行われていることから、脱退手当金の支払通知書が同住所地に送付されたものと考えられる。

また、当該脱退手当金裁定請求書には、申立期間②において申立人が勤務していた事業所名及びその所在地が手書きではなく押印されているとともに、当該脱退手当金裁定請求書に記載されている申立人の氏名は、申立人が勤務していたB社が作成した退職所得の源泉徴収票及び退職金支給申請書に記載されている申立人の氏名と筆跡が似ていることを踏まえると、当該脱退手当金請求書については、事業主により作成された可能性がうかがえる。

さらに、申立期間②に係るB社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和46年4月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

4 このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月27日から38年2月10日まで  
② 昭和38年4月1日から同年11月16日まで  
③ 昭和39年4月1日から40年8月1日まで  
④ 昭和40年10月27日から46年1月21日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①から④までについて脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りがない上、申立期間④に係るA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和46年4月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 10 月 28 日から 35 年 5 月 3 日まで  
③ 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 4 月 17 日まで  
④ 昭和 38 年 8 月 19 日から 39 年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 2 月 28 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①から⑤までについて脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続は行ったものの、受け取っていないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は「脱退手当金の請求届を提出した。」と述べているところ、申立期間①から⑤までの脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していたとする住所が記載されているとともに、同脱退手当金請求書及び計算書には、昭和 42 年 10 月 9 日付けの「小切手交付済」の印が押されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）から裁定庁に回答したことが記録されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払通知書は同住所地に送付されたものと考えられる。

また、申立期間⑤に係る A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間⑤に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 7 か月後の昭和 42 年 10 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえ

ない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3996

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年4月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が44万円となっているが、保管している給料明細書によると47万円になるため、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間について、申立人が保管している給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額である期間が確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 北海道厚生年金 事案 3997

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
平成 11 年 7 月 1 日から 12 年 2 月 3 日まで A 社に B 職として勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 11 年 8 月 1 日となっている。  
採用される際、雇用条件を打ち合わせており、勤務当初から社会保険に加入していたことは確かなので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「採用される際の雇用条件は、厚生年金保険が適用されるフルタイムの勤務であった。」と主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は平成 11 年 7 月 1 日に短時間労働者として被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に一般労働者として同資格を再取得していることが確認できる上、A 社から提出された社会保険加入台帳においても、同様の記載が確認できるとともに、同年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所は、「採用時にあらかじめ雇用条件を決めるが、短時間労働者として勤務するパート社員には厚生年金保険を適用していない。また、月中にパート社員の勤務時間に変更が生じた場合は、翌月 1 日から雇用条件を変更し、雇用保険の被保険者区分を一般労働者として再取得するとともに、厚生年金保険も適用した。」と回答している上、上記社会保険加入台帳では、申立人と同様に短時間労働者として採用され、厚生年金保険が適用されていない社員が複数存在していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保



険被保険者記録が確認でき、かつ、C市に在住していることが確認できた同僚8人（雇用保険の被保険者記録によると、被保険者区分が「一般」と記載されている。）に照会し、6人から回答を得られたところ、全員が、「勤務期間と厚生年金保険の記録には相違が無い。」と供述しており、そのうちの5人は、「雇用条件は各人で異なっており、職場で雇用条件を話題にすることがなかったのも、他の者の雇用条件は分からない。」と供述している上、上記8人の雇用保険の被保険者資格取得日及び離職日に係る記録は、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同喪失日と合致している。

加えて、申立人から提出された預金通帳（写し）によると、申立期間の給与振込額は当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間の給与振込額よりも高額であることから判断すると、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。